

この間、女子プロレスの選手が自殺で亡くなる、という痛ましい事件が起きた。ネット上の誹謗・中傷をどうしたら辞めさせることができるか、法整備を含め大きな話題となっている。

面と向かって話をしている時に相手をいたく傷つけるような言葉を発した時には、被害者側が提訴した場合、現行法規において恐喝や名誉棄損等にあたるかどうか裁判で争われ、判決が下される。

ネットには匿名の掲示板もあり、対面での被害に比べ、時間・費用等の点で訴えることが容易ではなく、被害者の多くが泣き寝入りをしているとされ、今回の事件のようなこと等を危惧する声が以前からあった。ネットそのものが悪いわけではなく、ネットの普及により出てくる問題点に私達が迅速に対応していく必要がある、ということなのだろうと思う。

ネットには便利な面も多く、特に新型コロナウイルス感染防止の二環としてのテレワーク、オンライン授業等、もし、ネットがなければ、どうなっていたのだろうと思うほどである。

ネットとの付き合い方は前述の法整備に尽きるわけではない。裁判に訴えるほどではないが、もやもやした経験を持つ人は多いのではないだ

人権を守るネット社会とは？

ろうか。しかし、氏名等を明らかにしたメールであっても、トラブルが生じることがある。私の場合、予想外の出来事に対し急いで出すメールに問題が生じやすい。相手に失礼な言い回しが出たりする。書きながら、まずい、と気がついた時には訂正できるが、気が付く前に送ってしまい、後でお詫びのメールを送ることがある。

そこで、予想外の出来事が生じた時には、可能な限り一晩置き、対処するようにしている。メールの不用意な文章は出来事が発生したことへの驚きや怒り、残念さが噴出したもので、相手に落ち度があるわけではなく、自分のマイナスの感情をメールにぶつけていることが多い。ネット上の誹謗・中傷にも、そういう場合もあるのではないかと思う。

ネットを使う理由は様々だが、多くの人々にとって身近なコミュニケーション手段になっている。日々高まるストレスや不安な気持ち、そうしたものを人を傷つけずにうまく吐き出せる、あるいは癒せる、そうした環境もまた、必要とされているのではないだろうか。

※ネット：インターネット

■問い合わせ

人権啓発広報委員会

☎ 880・6569